

## 【41用語】

口達（こうたつ）…くたつ、指示命令などを伝達すること、又はその通達  
内申（ないしん）…内々に申し述べることに、又はその文書  
連簷（れんえん）…軒を連ねること  
酌量（しやくりょう）…事情をくみ取り同情すること、斟酌  
参互（さんご）…参伍、入り交じること、取り混ぜて組み合わせること  
折衷（せつちゅう）…あれこれ取捨し適当なところを取ることに  
背馳（はいち）…行き違ふこと、反対になること  
内達（ないたつ）…内々に伝達すること

## 【41解説】

明治二十一年（一八八八）四月、市制・町村制が公布されると、全国一斉に町村合併の作業が始まった。合併前の本県の場合は、江戸時代以来の一〇〇以上の町村が連合して二六九の連合戸長役場を設置していた。本県における市制・町村制への本格的な取り組みは同年六月十三日、内務省の訓令によつて町村合併の基準が示されてからであつたが、群馬県の場合は、すでに明治二十年七月から取りかかつていたようである。

本文書は、明治二十年七月に群馬県知事佐藤與三が県下の各郡長に対して合併に関する意見を求めるため、各郡役所へあてた町村区画改正すなわち町村合併の推進にかかる内達が「口達」の形で出された。これを受けて東群馬・南勢多郡長の八木始をはじめ県下の各郡長は、佐藤県知事あてに別紙（省略）により、事前に町村合併の見込みや合併後の新町村の名称選定理由などを内々に上申していたことがわかる。